

土地売買契約書

※個々の状況に応じて、条項が異なることがあります。

売渡人名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「新宝緑地運動公園跡地売却募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、次の条項により土地売買契約を締結する。

（本件土地及び契約の目的）

第1条 甲は、乙に対して次に掲げる土地（土地の定着物を含む。以下「本件土地」という。）を現状のまま売り渡すものとする。

（1）所在地 愛知県東海市新宝町507-57

（2）面積 73,750.77㎡（契約書添付図面による。）

（3）図面 契約書添付図面のとおり

2 甲及び乙は、前項の面積をもって本件土地の確定面積とし、実測面積との間に差異が生じても互いに何ら異議申立てをすることができないものとする。

3 この契約は、乙が本件土地上に募集要項に基づき提出された提案書（以下「提案書」という。）に基づく施設を建設し、〇〇〇〇事業の用に供することを、その目的とする。

4 本件土地は、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づいて埋め立てられた土地であり、将来地盤沈下等の地盤の変動が生じる可能性があることについて、乙はその事実を確認する。

5 本件土地は、地役権の負担がついた土地であり、乙は、甲が有する当該地役権者との承役地たる地位を承継することを確認する。

（本件土地の使用目的）

第2条 乙は、本件土地を前条第3項の事業の用に供し、この目的以外の目的には使用できないものとする。

（売買代金及び納付方法）

第3条 本件土地の売買代金（以下「売買代金」という。）は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

2 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により、この契約の締結の日の翌日から起算して30日以内に甲に納付しなければならない。ただし、当該納付期日が名古屋港管理組合の休日を定める条例（平成3年名古屋港管理組合条例第7号）第2条第1項に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日をもって当該納付期日とみなす。

（遅延利息）

第4条 乙は、売買代金の全部又は一部を納付期日までに納付しないときは、当該金額に

対し、当該納付期日の翌日から納付する日までの日数に応じ年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を当該納付期日に納付すべき金額と同時に甲に納付しなければならない。

(本件土地等の引渡し及び所有権の移転)

第5条 甲は、乙が売買代金又は売買代金及び遅延利息（前条の場合に限る。）を完納したことを確認した後に、甲の発行する引渡書の交付により、本件土地並びに本件土地に定着する甲所有の舗装、側溝、フェンス、縁石、埋設管等の工作物及び樹木（以下「舗装等」という。）を乙に引き渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しと同時に、本件土地及び舗装等の所有権を乙に移転するものとする。

(登記)

第6条 本件土地の所有権移転登記（以下「所有権移転登記」という。）は、乙が前条の規定により所有権を取得した後、甲及び乙が相互に協力して速やかに行うものとする。

(契約不適合責任及び危険負担)

第7条 甲は、この契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、引き渡した本件土地及び舗装等について、種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない事実があった場合においても、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

2 この契約の締結の日以降、本件土地及び舗装等の所有権移転の前に、これらが甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

(土壌汚染)

第8条 本件土地において、土壌調査又は汚染拡散防止措置等が必要となったときは、当該調査又は汚染拡散防止措置等に要する費用は乙の負担とする。

(施設建設の義務等)

第9条 乙は、提案書に記載する工期内に当該計画に係る施設を本件土地内に建設し、事業を開始しなければならない。

2 乙は、提案書に係る施設が建設されるまでの間において、経済事情の著しい変化その他やむを得ない事情のため提案書を著しく変更する必要があるときは、あらかじめ甲の書面による同意を得なければならない。

3 乙は、この契約の締結の日から10年間（前項の規定により、提案書に記載する工期の延長の同意を得た場合は、当該同意の日から更に10年間とする。次条、第12条、第14条及び第17条において同じ。）は、本件土地内に工作物を設置しようとするときは、あらかじめ甲の書面による同意を得なければならない。

(本件土地の譲渡、使用等の制限)

第10条 乙は、あらかじめ甲の書面による同意を得なければ、この契約の締結の日から

10年間は、本件土地を第三者に譲渡し、使用させ、又は本件土地に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

(本件土地の買戻し)

第11条 甲は、乙が第9条第1項(同条第2項の規定により提案書を変更した場合は、当該変更後の提案書に基づく同条第1項)及び同条第3項並びに前条の規定に違反したときは、売買代金の返還をもって、この契約の締結の日から10年間は、本件土地を買い戻すことができる。ただし、この契約に要した費用、本件土地に投じた必要費及び有益費等乙の負担した一切の費用は償還しないものとする。

2 前項に定める買戻し特約の登記(以下「買戻し特約登記」という。)は、所有権移転登記と同時に行う。

3 次条第2項から第11項までの規定(第8項を除く。)は、第1項に定める本件土地の買戻しについて準用する。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。ただし、第8号から第12号までの規定に基づく契約の解除については、この契約の締結の日から10年間とする。

- (1) 役員等に暴力団員等(暴力団の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ)がいるとき。
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、本組合が行う契約等において妨害(不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかったとき。
- (8) 乙が募集要項に定める条件等に違反することが判明したとき。

- (9) 乙に対する破産手続、特別清算、会社更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがあったとき。
- (10) 滞納処分を受けたとき。
- (11) 第2条、第9条第1項（同条第2項の規定により提案書を変更した場合は、当該変更後の提案書に基づく同条第1項）及び同条第3項並びに第10条に違反したとき。
- (12) 前各号のほか乙がこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、売買代金の20パーセントに当たる金〇〇〇,〇〇〇,〇〇円を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部とみなすものとする。
- 4 乙は、第1項の規定に基づくこの契約の解除により甲に第2項に規定する違約金の額を超える損害があったときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、本件土地の引渡しの日から契約解除の日までの期間の日数に応じ、売買代金の額に年4.8パーセントの割合を乗じて計算した金額を、使用料相当額として甲に支払わなければならない。
- 6 甲は、第1項の規定に基づくこの契約の解除により乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 7 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、自己の負担により甲が指定する期日までに本件土地を原形に復し、かつ、第三者の進入を防止する柵の設置等本件土地の保全措置を施した上で甲に明け渡すものとする。この場合において、乙が本件土地を原形に復さないとき、又は本件土地の保全措置を施さないときは、乙の負担において甲がこれを原形に復し、又は本件土地の保全措置を施すことができる。
- 8 乙は、この契約の解除があった場合、既納の売買代金の返還を請求することができる。ただし、その利息を請求することはできない。
- 9 甲は、前項による返還金その他の乙に支払うべき金銭債務を負う場合は、当該金銭債務と違約金、損害賠償金、原形復旧費、本件土地保全費その他の乙が甲に支払うべき金銭債務とを対当額で相殺するものとする。
- 10 甲は、前項により相殺した後においても、乙に支払うべき金銭債務に残額があるときは、その残額を返還するものとする。ただし、この残額には利息をつけない。
- 11 乙は、第9項により相殺がなされた後においても、甲に支払うべき金銭債務につき残額があるときは、甲の指定する期日までにこの残額を支払うものとし、当該納付期日までに支払わない場合には、甲は、当該期日の翌日から納付する日までの日数に応じ年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息をつけるものとする。

（公害の防止及び善管注意義務）

第13条 乙は、提案書に基づく施設の建設又は事業の開始により発生する騒音、振動、粉塵、煤煙、臭気、排水等（以下「騒音等」という。）については、公害に関する法令、

条例、規則等を遵守し、必要な公害防止施設を整備する等自己の責任及び費用負担において地域住民等に被害を及ぼさないよう、万全の措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置を行ってもなお、騒音等が発生したとき若しくはそのおそれがあるとき、関係地方公共団体の指導、注意等があったとき又は地域住民等から苦情があったときは、乙は、直ちに誠意をもってこれらに対処し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって維持し、環境の保全に努めるとともに、公共の危険を生じないよう十分に注意を払い、これを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(実地調査)

第14条 甲はこの契約の締結の日から10年間はこの契約に伴う乙の履行状況を確認するため任意に実地調査を行うことができるものとし、乙は甲の実地調査に協力するものとする。

- 2 乙は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(公共施設等の建設等に伴う乙の協力)

第15条 乙は、本件土地周辺で甲が行う公共施設及び公益施設の建設等に協力するものとする。

(港湾行政への乙の協力)

第16条 甲は、甲の行う埋立造成事業、港湾の維持管理その他公共事業のために必要なときは、乙の同意を得て、本件土地を無償で使用するものとする。

(乙の通知義務)

第17条 乙は、この契約の締結の日から10年間を経過するまでの間において、乙が次のいずれかに該当したときは、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

- (1) 代表者、商号、住所等の変更があったとき。
- (2) 解散し、合併し、又は営業の全部若しくは重要な一部を譲渡若しくは休廃止したとき。
- (3) 強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (4) 破産手続、特別清算、会社更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがあったとき。
- (5) 滞納処分を受けたとき。

(有益費等償還請求権の放棄)

第18条 乙は、この契約が解除された場合において、本件土地に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(守秘義務)

第19条 この契約に関し、甲及び乙が相互に知り得た秘密に属する事項に関しては、双方同意を得なければ、これを第三者に提供してはならない。ただし、法令等に基づき開示することが求められた事項についてはこの限りでない。

(損害賠償)

第20条 乙は、第12条第2項から第4項までの規定によるもののほかこの契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する費用並びに所有権移転登記及び買戻し特約登記に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴えは、名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に関し疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

乙

公有地賃貸借契約書

賃貸人名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と賃借人 株式会社（以下「乙」という。）

とは、次の条項により公有地の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 甲は、次に掲げる土地（以下「公有地」という。）を乙に賃貸する。

所在地	面積	摘要
東海市新宝町507-37、507-58	12,117.59㎡	別添図面（位置図及び平面求積図）のとおり

（使用目的等）

第3条 乙は、公有地を次に掲げる目的又は用途に自ら使用しなければならない。

- 2 乙は、公有地を前項に掲げる目的又は用途に供するために工作物を設置することができる。
- 3 乙は、前項に掲げる工作物の設置工事に着手しようとするとき及び当該工事が完了したときは、速やかに書面をもって甲にその旨を届け出なければならない。
- 4 乙は、やむを得ない理由により第2項に掲げる工作物に係る設計又は指定期日を変更する場合は、あらかじめ申請書（詳細な理由、変更内容等を記載した書面の添付を要する。）を甲に提出し、その書面による承認を受けなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 本契約による賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、月額860,348円とする。ただし、賃貸借期間の初日又は末日の属する月の賃貸借日数が1カ月未満の場合には、その月分の賃貸借料は日割計算により算出した額とする。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、賃貸借料を毎年度次に定めるところに従い、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において甲に支払わなければならない。ただし、その支払期限が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその支払期限とみなす。

区分	支払期限
4月分～6月分	4月末日
7月分～9月分	6月末日
10月分～12月分	9月末日
1月分～3月分	前年の12月末日

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は賃貸借期間が1年以上でかつ、年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）ごとの賃貸借料の額が5千円未満であるときは、年度ごとに一括して支払うことができる。この場合における賃貸借料の納期限は、口座振替による納付の場合は毎年度5月10日とし、口座振替による納付の場合は毎年度5月末日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、賃貸借期間開始後4カ月以内の範囲で甲が別に指定する月分の賃貸借料の支払期限は、別途甲の発行する納入通知書により甲が指定する日とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、賃貸借期間が1年未満の場合にあつては、同期間中の賃貸借料を全額一括して支払うものとし、この場合における賃貸借料の支払期限は、甲の発行する納入通知書により甲が指定する日とする。

（遅延利息）

第7条 乙は、賃貸借料を前条に規定する支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該賃貸借料に対し、年14.6パーセントの割合で計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を、遅延利息として甲に支払わなければならない（遅延利息が100円未満の場合を除く。）。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

（賃貸借料の改定）

第8条 甲は、この契約の締結後公有地の時価評価額（公有地又はその近隣地に係る不動産鑑定士による鑑定評価及び港湾利用上の利用価値等を総合的に勘案して甲が定めた額）に変動があった場合であつて、甲の管理に属する名古屋港周辺の他の土地に係る賃貸借料が改定されたときは、この契約の賃貸借料を改定することができる。

2 甲は、前項の規定により賃貸借料を改定するときは、改定賃貸借料の額を改定の日から1カ月前までに、書面により乙に通知する。

~~（保証金）9条削除~~

~~第9条 乙は、本契約に基づく一切の債務を保証するため、本契約締結時までに、保証金として、金000,000円を甲に納付しなければならない。ただし、既納保証金については承継させるものとする。~~

~~2 前項の規定による保証金の納付の期日及び場所は、甲が別に指定するところによるものとする。~~

~~3 保証金は、現金又は銀行保証小切手（銀行が支払保証をした小切手又は銀行の自己宛小切手）により納めるものとする。~~

~~4 乙は、賃貸借料等の債務が遅滞となっている場合において、保証金をもってこれに充当するよう甲に請求することができない。~~

~~5 保証金は、賃貸借期間満了後又は第20条第1項若しくは第21条第1項の規定に基づく本契約解除の日後乙が公有地を原状に回復して返還したとき、甲は、乙の請求によりこれを還付する。ただし、乙が甲に支払うべき債務が残存しているときは、当該債務を差し引いて還付するものとし、乙はこれに対して異議を申し立てることができない。~~

6 保証金には利息をつけない。

（公有地の引渡し）

第10条 甲は、第4条に規定する賃貸借期間開始の日、公有地を現状のまま乙に引き渡すものとする。

（契約不適合責任等）

第11条 乙は、法令、甲が定める条例、規則等及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された公有地が契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料及び保証金の減額の請求、損害賠償の請求並びに契約の解除をすることはできない。

2 本契約締結後、公有地の面積に過不足があることが認められ、正当な面積が確定したときは、当該確定した面積をもって第2条に規定する公有地の面積とする。この場合において、乙が、甲に対し既に支払又は納付をした賃貸借料及び保証金については、これを精算しないものとし、当該確定した日以後乙が甲に対し支払又は納付をする賃貸借料及び保証金については、当該確定した面積に対応して算出した額とする。

（使用上の制限）

第12条 乙は、第3条に規定する場合のほか、公有地に新たに工作物を設置し、若しくは、既設の工作物等に対して増改築、修繕、模様替えをし、又は第3条に規定する使用の目的若しくは用途を変更してはならない。ただし、事前に申請書を甲に提出しその書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、甲の承認を得て設置した工作物の増改築、修繕、模様替え等及び甲が変更を承認した公有地の使用の目的又は用途の再変更をしようとする場合に準用する。

3 乙は、第1項ただし書の承認に係る行為に着手しようとするとき及び当該工事を完了したときは、速やかに甲にその旨を書面により届け出なければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 乙は、公有地の賃借権を第三者に譲渡し、又は公有地を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ詳細な理由等を付した申請書を甲に提出し、その書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、公有地に設置した工作物を第三者に譲渡又は貸し付けてはならない。ただし、あらかじめ詳細な理由等を付した申請書を甲に提出し、その書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

3 乙は、公有地及び公有地に設置した工作物について、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながらその権利を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

（実地調査等）

第14条 甲は、公有地の管理その他港湾の管理上必要があると認めるときは、公有地に立ち入って必要な調査をし、又は乙に対し参考となる資料の提出若しくは報告を求めることができる。この場合において、乙は、甲の当該調査等を拒み、又は妨げてはならない。

（善管注意義務及び公害等の防止）

第15条 乙は、公有地を善良な管理者の注意をもって維持するとともに、公有地の使用に当たっては、公害その他により公共の危険を生じないように十分に注意を払い、これを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定める公共の危険が発生したときは、乙の責任において解決しなければならない。なお、判決その他により甲がその責めを負った場合は、甲は、その金額について乙に対し求償権を行使することができる。

（通知義務）

第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに書面をもって甲にその旨を通知し、その指示に従わなければならない。

（1）公有地上の工作物が滅失又は撤去されたとき。

（2）乙の氏名、商号、住所等に変更のあったとき（法人の場合にあつては代表者の変更を含む。）。

（3）相続又は会社が合併したとき。

（4）その他公有地の使用に関し、不測の事態が発生したとき。

2 乙は、公有地又は公有地と一体の敷地として利用する、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条に規定する有害物質使用特定施設を設置又は廃止する場合は、あらかじめ書面をもって甲に通知しなければならない。

（土壤汚染の把握）

第17条 乙は、公有地の使用者として、土壤汚染の把握に努め、土壤汚染が判明した場合は、人に健康の被害が生じないように措置を

講じなければならない。

(土壤汚染状況調査)

第18条 乙は、有害物質使用特定施設を廃止した場合又は土壤汚染対策法第3条第3項の通知が甲に対してあった場合、土壤汚染状況調査を、甲の指定する期日までに、乙の負担において行わなければならない。

(違約金)

第19条 甲は、乙が第3条、第12条及び第13条の規定に違反し、甲において、甲乙間の信頼関係が破壊されたと認めるときは、違約金として、賃貸借料月額3カ月分相当額を乙に請求することができる。

2 前項の違約金は、第25条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(解除権の留保)

第20条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲において、公有地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、本契約に定める義務に違反したとき。

(3) 乙が、破産したとき。

2 甲は、前項第1号の規定に基づき本契約を解除するときに限り、乙に対し通常生じる損失を補償するものとする。

(暴力団関連事業者の排除)

第21条 甲は警察からの通知等により、乙が次の各号の一に該当すると判明したときは、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 役員等に暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行なう者をいう。以下同じ。）がいるとき。

(2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。

(7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、甲が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、甲への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行なわなかったとき。

2 乙は、甲が前項の規定に基づき本契約の解除をするに際し、損失補償を含む一切の金銭的請求をすることができない。

(公有地の返還)

第22条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前2条の規定により本契約が解除されたときは、自己の費用をもって甲の指定する期日までに公有地を原状に回復し、甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は、乙に代わってこれを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、これに要した費用については乙に負担させるものとする。

3 原状に回復するとは、有害物質使用特定施設の敷地として利用した場合又は乙の使用に起因し土壤汚染があった場合、乙の費用及び責任により、土壤汚染部分について法令上要求される対策を講じ、土壤汚染がないこと甲に対し保証することを含む。

4 第1項の規定にかかわらず、甲の書面による承認があったときは、乙は現状において返還することを妨げない。

(既納の賃貸借料)

第23条 甲は、第20条第1項第1号の規定に基づき本契約を解除したときを除き、既納の賃貸借料を返還しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第24条 乙は、公有地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に対し請求しないものとする。

(損害賠償)

第25条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(契約の費用)

第26条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約から生ずる一切の法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の解決)

第28条 本契約に関して疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀明

乙

1 賃貸借料の算式（第5条関係）

賃貸借料月額 = 1平方メートル当たりの公有地の時価評価額 × 4/1000 × 公有地面積

(備考)

公有地面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。

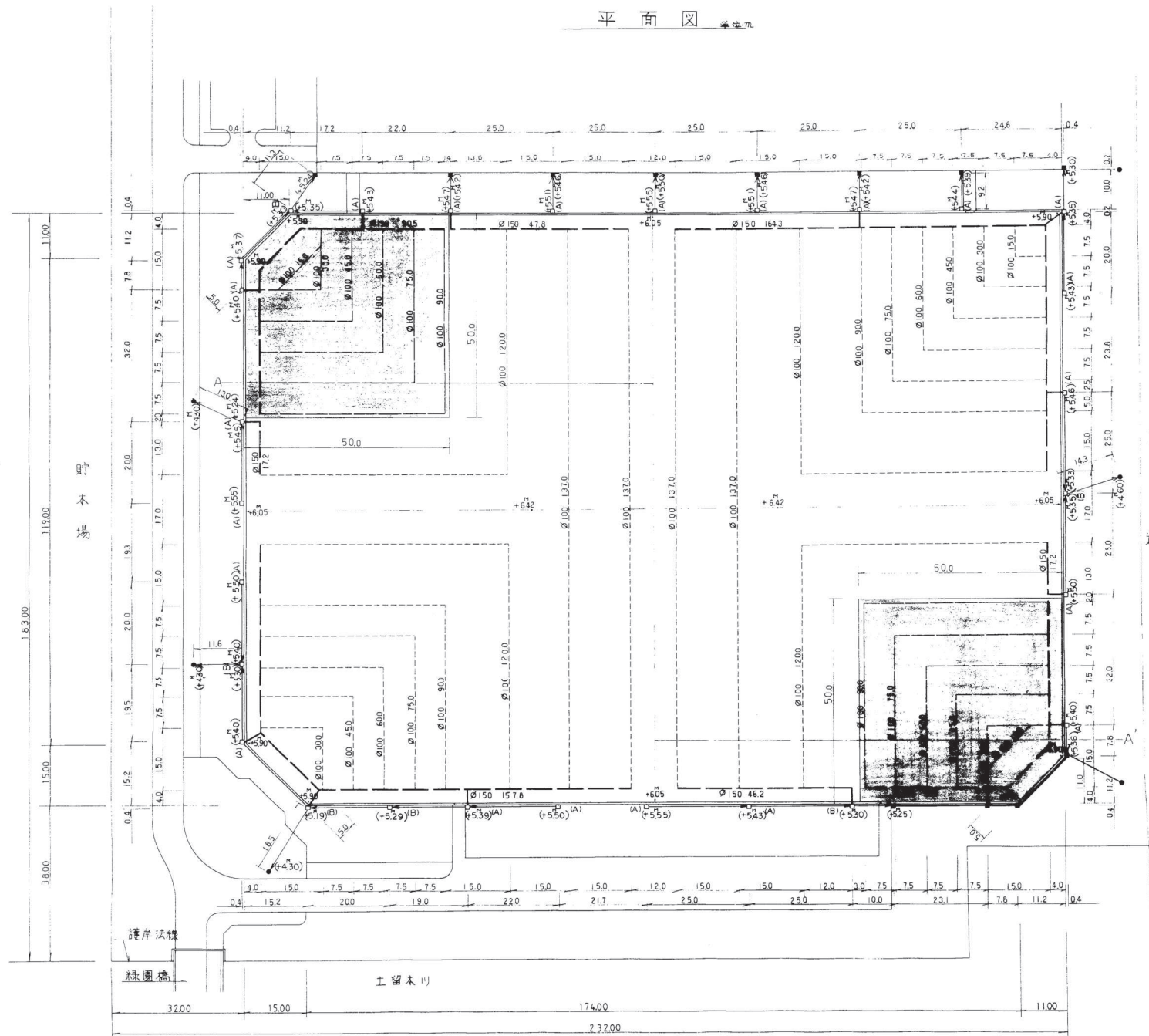
2 保証金料率表（第9条関係）

要 件		保 証 金 の 額
建物関係	新築若しくは建替え（改築）又は増築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（右欄において「新築等」という。）をする場合	1平方メートル当たりの公有地の時価評価額×公有地面積（新築等をした建物に係る建築面積を公有地に係る建ぺい率で除して得られた面積とする。）×35/100の額
構築物関係	新たに構築物を設置する場合	1平方メートル当たりの公有地の時価評価額×当該構築物の投影面積（基礎部分その他地下埋設部分を含む。）×25/100の額

備考 ① この表において「新築等をした建物に係る建築面積」とは、新築若しくは建替え（改築）又は増築の場合は、当該部分の建築面積をいい、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えの場合は、当該建物全体の建築面積をいう。

② 保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

平面図



凡 例

- 名古屋型街きま (A, B)
- 別途施工街きま
- 既設マンホール
- ビュー管 Ø200
- 暗渠管 Ø150
- 内野暗渠管 Ø100
- 外野暗渠管 Ø100
- 街きま C
- (+0.00) ビュー管高
- 内野舗装

しゅん工図

63年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名	天白緑地グランド整備工事(その1)	
名称	平面図	
図面番号	6 - 2	縮尺 500
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	(株)美南組	

单位: m



果

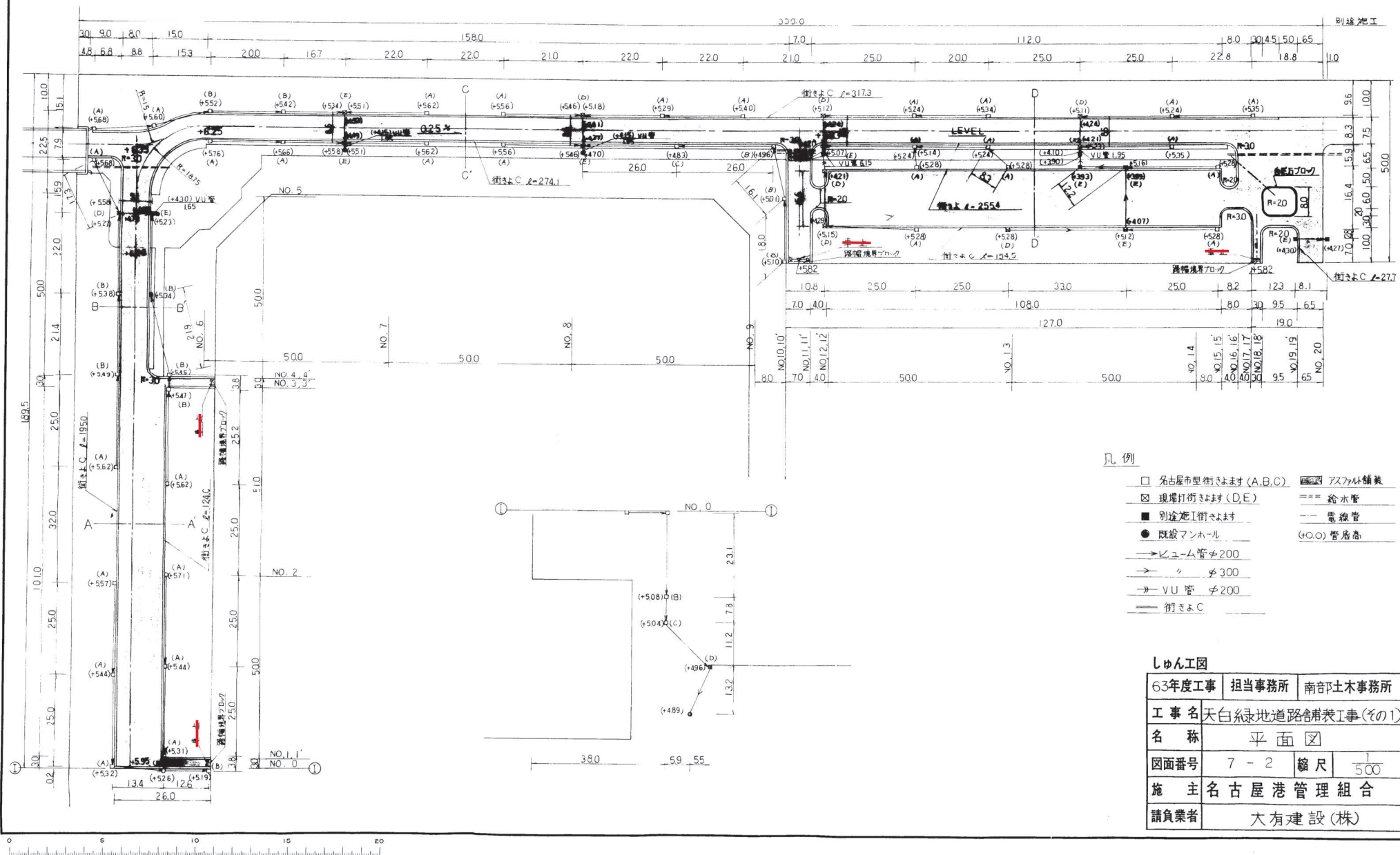
道

凡 例

- ☐ 名古屋型街きよます (A, B)
☒ 現場打街きよます (C)
☒ 既設街きよます
 ● 既設マンホール
 → ヒュー管φ200
 → ヒュー管φ300
 — 暗渠管φ150
 ----- 暗渠管φ100
 == 街きよC
 (4000) ヒュー管径高
 (4000) 整地、路盤区域
 ○ 計画高

しゅん工図

63年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名称	天白緑地「ランド整備」工事(その2)	
名称	平面図	
図面番号	5 - 2	縮尺 1/500
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	山昇建設(株)	



單位: m $S = 1/500$



護片法線

32.0

200.0

凡 例

- 既設街きよます
□ 名古屋型集まます
- ~~① 砂置場~~
~~② 路肩庫~~
~~③ 吸排入れ港~~
~~④ 欄間門扉 $n=30$ $w=30$~~
~~⑤ 土 $H=30$ $W=10$~~
~~⑥ 水鉄場~~
~~⑦ $\gamma=40$ $\phi=50$~~
~~⑧ $\gamma=40$ $\phi=50$~~
~~⑨ ヲカガバル~~
~~⑩ 門扉 $n=10$ $w=30$~~

しゅん工図

平成元年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名	天白緑地グランド整備工事(その4)	
名 称	平 面 図 - 1	
図面番号	13-2	縮 尺 $\frac{1}{500}$
施 主	名古屋港管理組合	
請負業者	株式会社 服 部 組	



配管平面図

S=1/500 単位:m

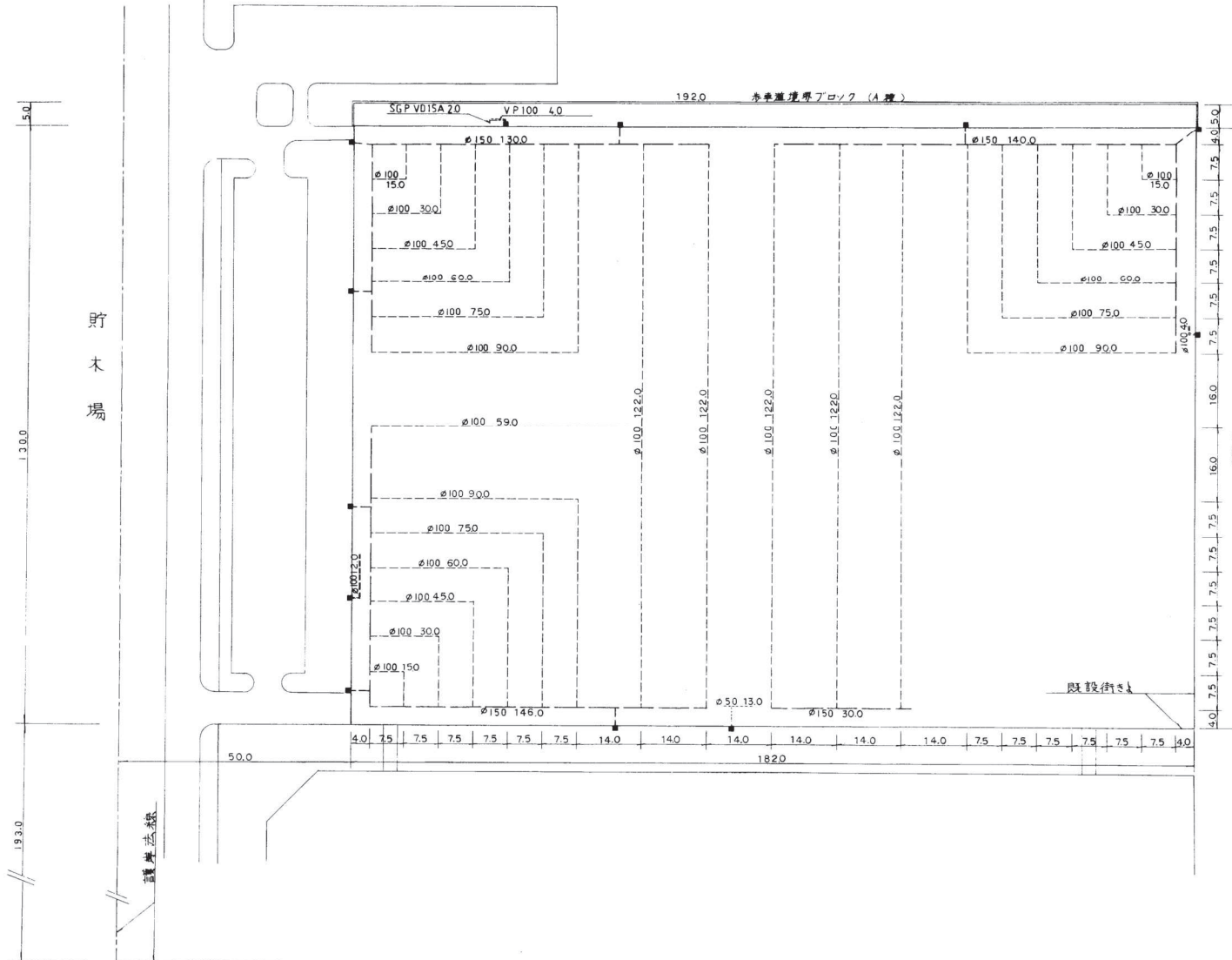


県
道

凡 例

- 既設街まき
- ==== 赤車道境界ブロック(A線)
- 暗渠管 φ150
- 暗渠管 φ100
- - - 増設管 φ50
- ==== VP管 φ100

貯
木
場



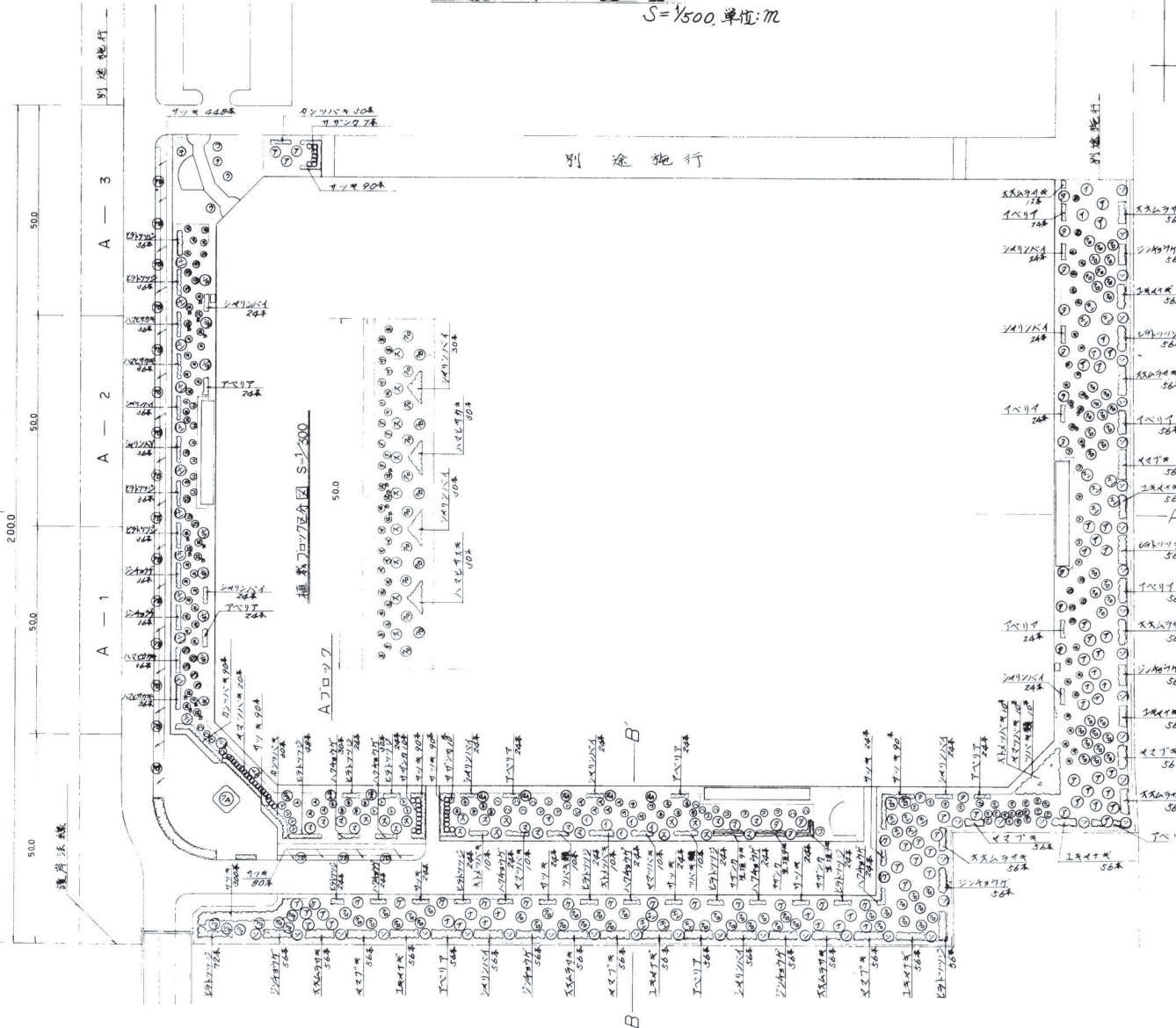
しゅん工図

平元年度工事担当事務所	南部土木事務所	
工事名	天白緑地グランド整備工事(その4)	
名 称	配 管 平 面 図	
図面番号	13-4	縮 尺 1/500
施 主	名古屋港管理組合	
請負業者	株式会社 服 部 組	



植栽平面図

S=1/500 単位:m



樹木一覧表

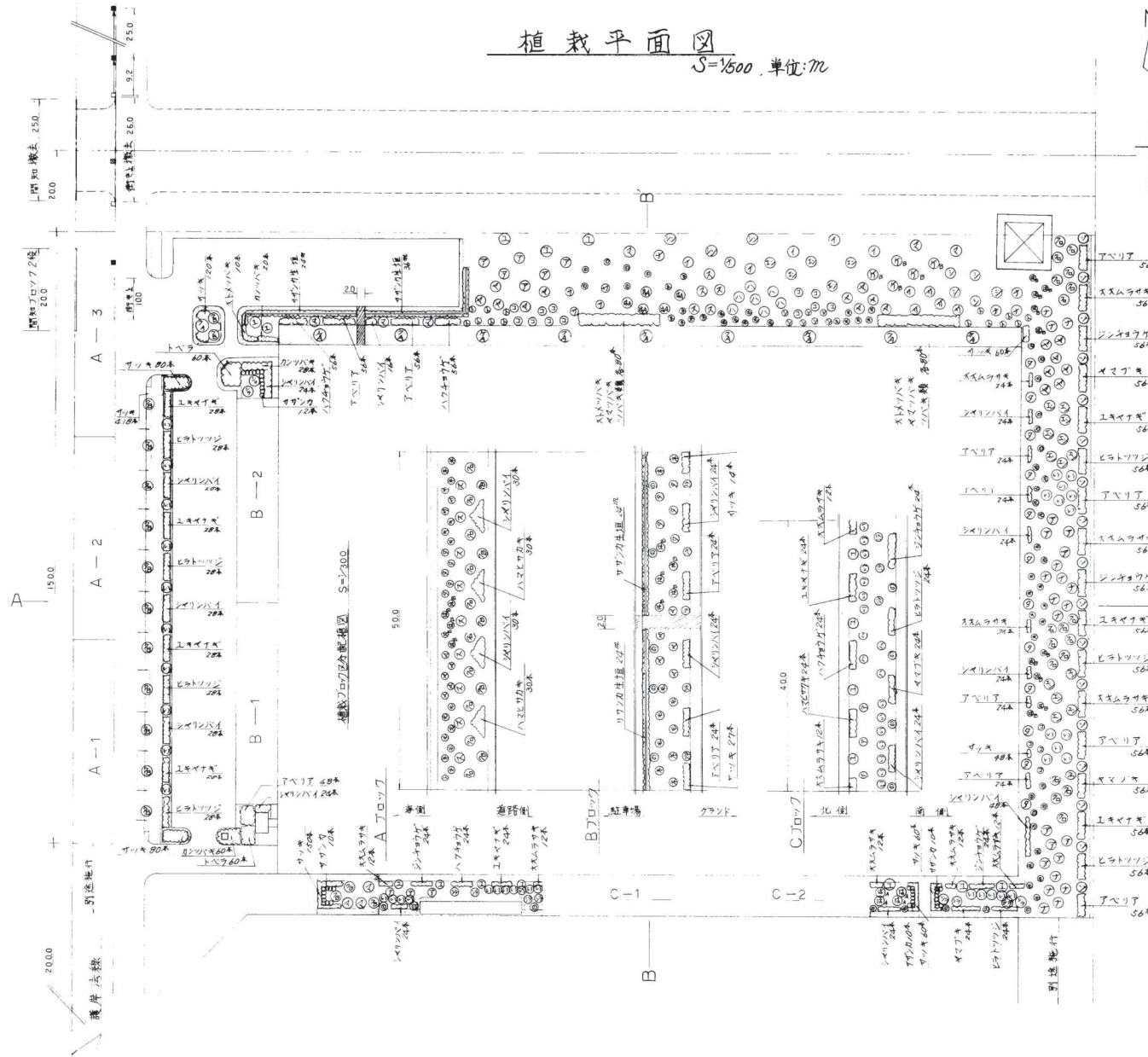
記号	樹名	樹高	支柱	単位	本数
7A	クスノキ(A)	5.0	0.6	20	40
7B	クスノキ(B)	5.0	0.6	0.8	10
ア	イボバシ	4.0	0.20	1.2	10
イ	イボバシ	4.0	0.20	1.5	5
シ	シンジュ	4.0	0.10	1.2	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.2	16
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.2	18
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.0	16
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.5	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	15
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	22
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.2	15
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	28
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.5	19
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	46
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.0	17
シ	シンジュ	4.5	0.15	1.0	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.7	40
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	8
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	5
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	15
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	9
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	40
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.7	29
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	30
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	49
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	10
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	2
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	2
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	472
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	324
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	356
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	180
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	460
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	466
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	492
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	180
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	600
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	408
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	1498
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	27
シ	シンジュ	4.5	0.15	0.8	2157

しゅん工図

平成元年度工事	担当事務所	南都土木事務所
工事名	天白緑地植栽工事(1)	
名称	植栽平面図	
図面番号	4-2	縮尺 図示
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	高村造園土木株式会社	

植栽平面図

S=1500 単位: m



樹木一覧表

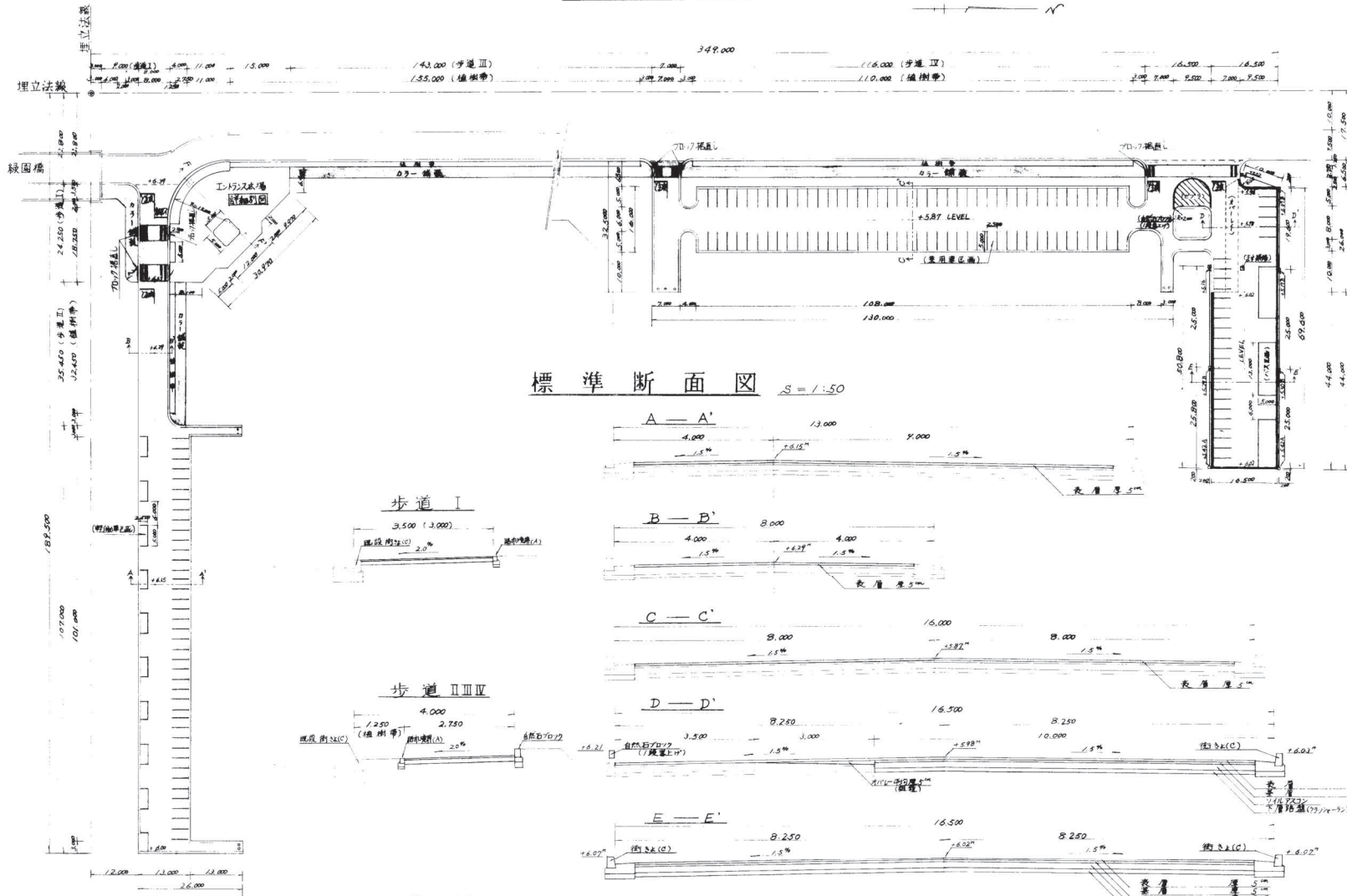
記号	樹名	幹径	支柱	単位	本数
GA	ケヤキ (A)	40	200	三脚支柱	5
GB	ケヤキ (B)	45	205	二脚支柱	5
MA	マダバシ	40	200	三脚支柱	9
IA	イチョウ	40	200	三脚支柱	4
NA	ノニノミ	40	200	二脚支柱	4
FA	フスノキ (A)	45	205	三脚支柱	5
FB	フスノキ (B)	40	205	二脚支柱	4
EA	エノキ	45	205	三脚支柱	18
SA	ササキ	45	205	三脚支柱	22
UA	ユナギ	45	205	三脚支柱	20
IA	イヌノミ	45	205	三脚支柱	46
HA	ハナノミ	45	205	三脚支柱	26
SA	シラカシ	40	205	三脚支柱	26
GA	ガク	40	205	三脚支柱	49
MA	マダバシ	40	205	三脚支柱	18
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	42
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	17
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	24
GA	ガク	40	205	三脚支柱	16
HA	ハナノミ	40	205	三脚支柱	16
SA	ササキ	40	205	三脚支柱	42
GA	ガク	45	210	三脚支柱	47
HA	ハナノミ (A)	45	210	三脚支柱	9
HA	ハナノミ (B)	45	210	三脚支柱	45
MA	マダバシ	40	205	三脚支柱	15
MA	マダバシ	40	205	三脚支柱	45
SA	シラカシ	40	205	三脚支柱	12
MA	マダバシ	40	205	三脚支柱	46
MA	マダバシ	40	205	三脚支柱	22
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	170
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	160
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	42
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	160
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	576
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	220
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	640
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	184
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	120
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	424
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	184
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	452
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	108
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	452
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	248
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	156
MA	マダバシ	45	205	三脚支柱	156

- 凡例
- 既設街きま
 - 名古屋市型街きま
 - ※ ます撤去
 - 排水溝φ200
 - /// 敷石舗装

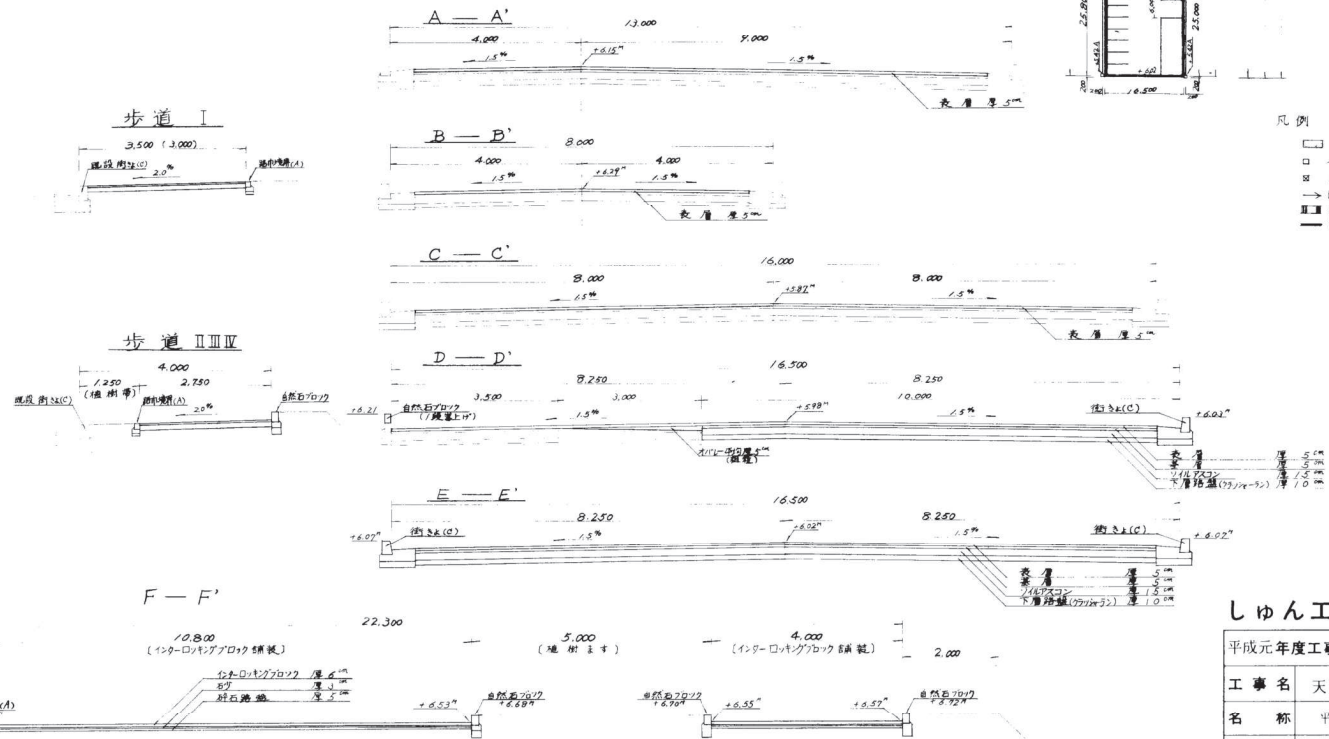
しゅん工図

平成元年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名	天白緑地植栽工事(2)	
名称	植栽平面図	
図面番号	5-2	縮尺 図示
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	渥美造園土木株式会社	

平面図 $S=1:500$



標準断面図 $S=1:50$

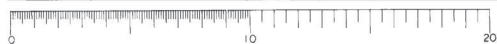


凡例

- アスファルト舗装
- 名古屋型 街灯柱(A)(B)
- ※ 既設排水溝
- ヒューム管 φ200
- II 横断歩道標示
- 街灯

しゅん工図

平成元年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名	天白緑地駐車場及び歩道舗装工事	
名称	平面図・標準断面図	
図面番号	8-2	縮尺 1/500-1/50
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	中部土木株式会社	

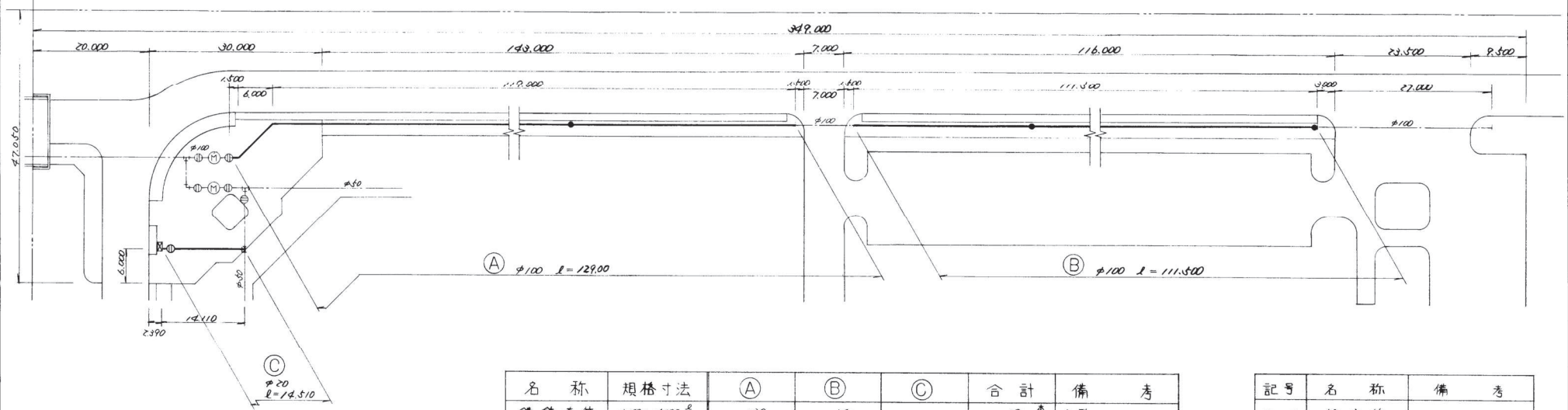


$$S: \frac{1}{200}$$

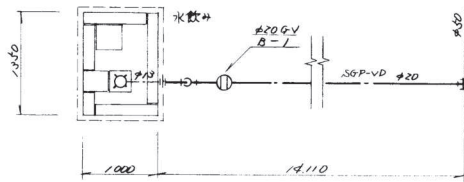

- ☐ インターロッキング舗装
~~☒ くさかこ" 450~~
~~☒ くざかこ" 500~~
~~☐ すいか" 300~~
 --- 給水管

平成元年度工事		担当事務所	南部土木事務所
工事名	太白緑地駐車場及び歩道舗装工事		
名称	エントランス広場・詳細平面図		
図面番号	8 — 3	縮尺	1/200
施主	名古屋港管理組合		
請負業者	中部土木株式会社		

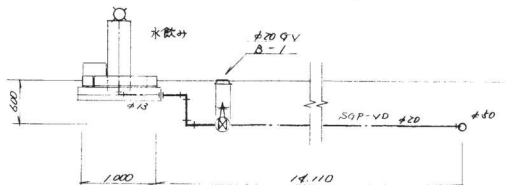
給水工配管平面図 S: 1/600



水飲み場配管平面図 S: 1/50



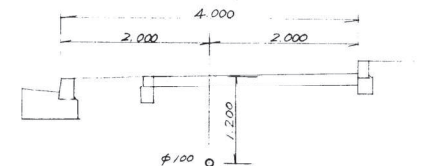
水飲み場配管断面図 S: 1/50



名称	規格寸法	①	②	③	合計	備考
鋼鉄直管	φ100 × 4,000 ^R	30	27		57	本 K型
・ 甲切管	φ100 × 3967 ^R	/			/	"
・ 乙切管	φ100 × 1,633 ^R	/			/	"
・	φ100 × 1,180 ^R		/		/	"
・	φ100 × 1,064 ^R	/			/	"
可とう管	φ100 (受押L)	/	2		3	" L=1160 (参考)
短管 / 号	φ100	/			/	" 粉体
曲 管	φ100 × φ50	2			2	"
継ぎ 輪	φ100	2	/		3	"
ワグネル継手	φ100	30	26		56	組
・ 特殊ワグネル継手	φ100	9	6		15	"
フラインジ継手	φ100	/			/	"
ライニング鋼管	SGP-VD φ20 × 5,500 ^R			2	2	本 管継ぎア-使用
・	φ20 × 2,318 ^R			/	/	"
・	φ20 × 500 ^R			/	/	"
・	φ20 × 400 ^R			/	/	"
・	φ13 × 300 ^R			/	/	"
ユニオン	HILAT φ50 × 20	/			/	備
ソケット	VD φ20			2	2	"
エルボ	φ20	/		/	/	"
適径エルボ	φ20 × 13	/		/	/	"
ユニオン	φ13	/		/	/	"
ゲートバルブ	JIS 10 ^R φ20	/		/	/	B-1 ボックス 未

記号	名称	備考
—	給水管	
①	仕切弁	
●	可とう管	備芯 ±200 伸縮 ±30
⊠	水飲み	

配管位置図



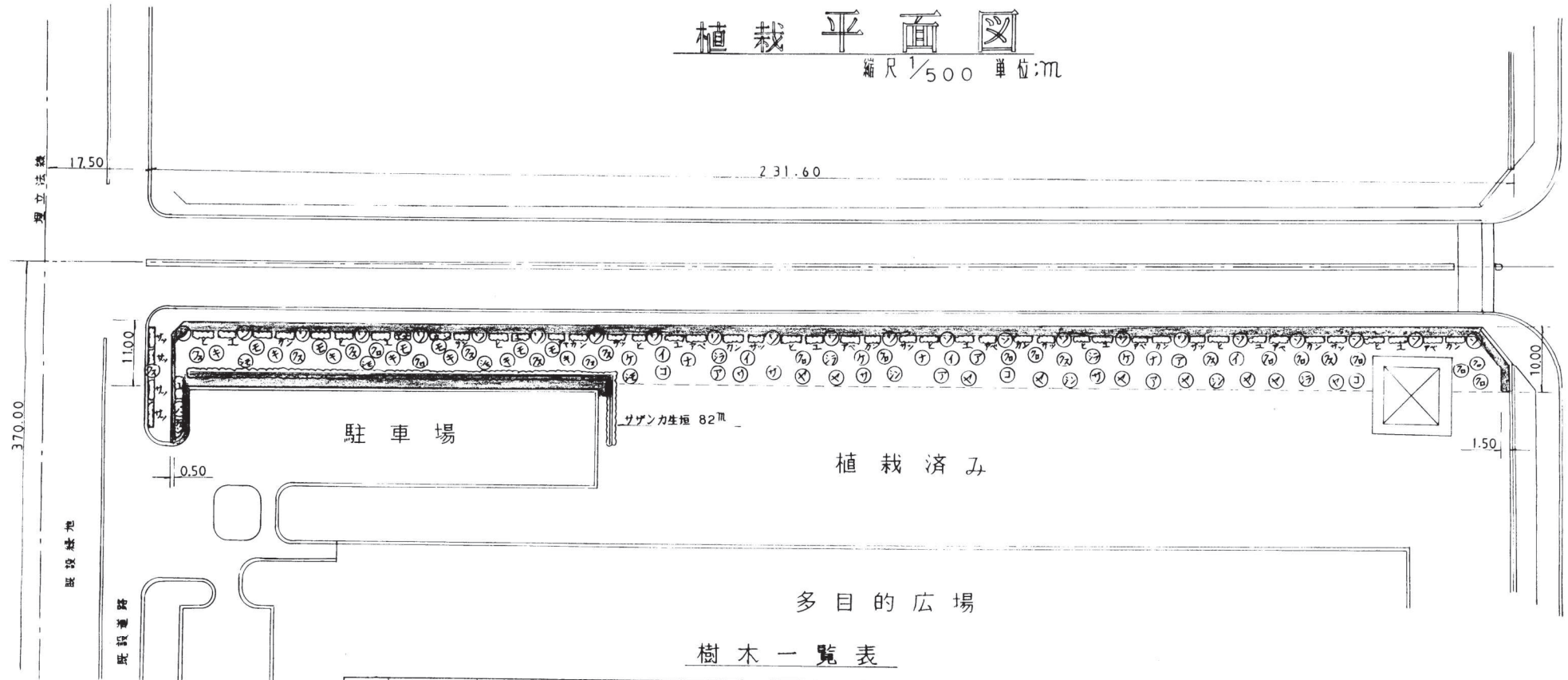
しゅん工図

平成元年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名	天白緑地駐車場及び歩道舗装工事	
名称	給水工詳細図	
図面番号	8 - 4	縮尺 1/600・1/50
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	中部土木株式会社	



植栽平面図

縮尺 1/500 単位:m



樹木一覧表

記号	樹名	樹姿	支柱	単位	本数
イ	イチヨウ	4.0 0.20 1.5	三脚支柱	木	4
シン	シンジユ	4.0 0.18 1.2	二脚支柱(大)	"	4
ケ	ケヤキ	3.5 0.15 1.2	"	"	4
ナ	ナツキハバ	3.5 0.15 1.0	"	"	4
クロ	クロマツ	3.0 0.15 1.5	"	"	12
クス	クスノキ	3.0 0.15 0.8	"	"	11
シラ	シラカシ	3.0 0.15 0.8	"	"	4
サ	サルスベリ	3.0 0.15 1.2	"	"	4
ソ	ソメイヨシノ	3.5 0.18 1.5	"	"	24
ア	アラカシ	3.5 0.12 0.8	二脚支柱(小)	"	5
コ	コブシ	3.0 0.12 1.0	"	"	4

記号	樹名	樹姿	支柱	単位	本数
メ	ヤマツバキ	4.5 0.26	三本竹支柱	木	9
シモ	シモクレン	2.0 0.8	"	"	4
モ	モッコク	2.0 0.8	"	"	6
キ	キンモクセイ	2.0 0.7	"	"	7
サツ	サツキ	0.3 0.4	"	"	12x10
カン	カンツバキ	0.4 0.5	"	"	10x10
ユ	ユキヤナギ	0.5 0.3	"	"	10x10
ヒ	ヒラタツツジ	0.4 0.4	"	"	9x10
アベ	アベリヤ	0.6 0.4	"	"	9x10
サザン	サザンカ生垣			m	82
芝	芝	7分張		m ²	465.6

しゅん工図

平成3年度工事	担当事務所	南部土木事務所
工事名	新宝緑地道路整備工事	
名称	植栽平面図	
図面番号	12-7	縮尺 1/500
施主	名古屋港管理組合	
請負業者	大矢建設株式会社	

